

情報公開制度・個人情報保護制度を紹介します



情報公開制度—開かれた市政を実現するために

公正で透明な市政を推進するため、市が保有する情報を請求に応じて公開します。請求はどなたでもできます。

■公開対象となる市政情報

職員が職務上作成し、または取得した文書、パソコンなどで作成した電磁的記録、その他これらに類するもので、市が保有しているもの。

※公開できない情報については、市ホームページをご覧いただか、お問い合わせください

■公開請求の方法

次のいずれかの方法で請求できます。

- ▷請求書を郵送または直接、総務課情報公開係へ
- ▷市申込フォームから



市申込フォーム

■公開の決定

公開・一部公開・非公開の区分で決定し、書面で通知します。

※請求を受けた日の翌日から原則7日以内（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

審査請求

情報公開決定・保有個人情報開示等決定に不服がある場合は、不服申し立てができます。

※決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内

この場合、当該決定は原則として第三者機関の情報公開・個人情報保護審査会の審査を経て最終の決定となります。

個人情報保護制度—個人の権利や利益を守るために

市に個人情報の保有等に関するルールを課し、また自己の情報について開示・訂正・利用停止請求をすることができます。

■自己情報の開示等請求の内容

- ▷開示請求
- ▷訂正請求（追加・削除を含む）
- ▷利用停止請求

※個人情報は本人に開示することが原則ですが、開示されない情報については、市ホームページをご覧いただか、お問い合わせください

■自己情報の開示等請求の方法

請求書を郵送または直接、総務課情報公開係へ。また、代理人による請求もできます。詳しくは市ホームページをご覧いただか、お問い合わせください。

■開示等請求の決定

各請求に応じて決定し、書面で通知します。

▷開示請求…請求を受けた日の翌日から原則7日以内

▷訂正・利用停止請求…請求を受けた日の翌日から原則20日以内

※いずれも土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

—◇共 通◇—

￥▷電子複写機による写しは1枚10円▷その他の写しは写しの作成に要する費用

問総務課情報公開係（〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎6階☎042-387-9926）

3月の
相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
法律相談	3月3・5・10・12・17・19・24・26・31日	午前9時～正午	労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)	労働相談情報センター多摩事務所 (立川市柴崎町3-9-2 6階☎042-595-8004)
税務相談	3月11・25日		高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5☎042-388-2440) ▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24☎042-388-8400)
人権・身の上相談	3月17日		高齢者向け住宅改修相談	第1～4火曜日、第2・4木曜日 午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25☎042-386-6514) ▷小金井にじ地域包括支援センター (本町4-7-8☎042-386-7373)
建築・登記・表示登記相談	3月4日		木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
行政相談	3月19日		シルバー人材センター入会相談	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時30分～3時30分 (午後1時30分までに来所の方)	シルバー人材センター本町作業所 (本町6-5-16☎0422-27-7117)
相続等暮らしの書類作成相談	3月18日		福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室☎042-383-1225)へ予約してください
交通事故相談	3月10日		創業相談 店舗・事務所物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (https://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください
年金・労務・成年後見制度相談	3月3日		福祉総合相談 (ひきこもり相談会む)	▷月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷原則第4日曜日 午前9時～午後1時	福祉総合相談窓口 (自立相談サポートセンター) (本町5-36-17☎042-386-0295)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)				
手話通訳者設置	▷午前9時～午後1時=3月2・9・16・23・30日▷午後1時～5時=3月5・12・19・26日	自立生活支援課(市役所第二庁舎2階☎042-387-9841/FAX042-384-2524)			
女性総合相談 (夫婦・家族・人間関係)	3月6・12・13・26・27日 午後1時30分～4時30分 ※保育有り(1歳以上の未就学児。要事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)または二次元コードで予約			
ひとり親・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課(市役所第二庁舎3階☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シャトーカ・小金井別館3階☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階☎042-384-4999)			